

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1142	1142010	検査の規制緩和	検査委員の資格を緩和して認める		お米、麦などの自前検査、人件費の削減、色々な検査におけるトラブル	滋賀県	高尾俊孝(50010)、山根平(50010)、脇英世(50010)	お米の検査自由化計画	最近、農業を取り巻く環境も国際化して、農業経営も厳しくなります、お米の検査するための手間ひまがかかり、今年より検査も民営化しており、検査料も高くなつておりグループで自分達のお米を検査したいと思い、経費節約と検査機構の簡素化めざし、提案することにしました、
1237	1237010	スリム下水道事業	<p>国土交通省の補助事業は、下水道法によって接続を義務付けられるというメリットはあるものの、都市型の下水道事業となるために5万人以下の地方自治体には、過大計画となる場合が多い。</p> <p>現在では、農林水産省が集落排水事業として、下水道事業を実施しているため、その法的運用を組み合わせると財政負担を軽減する下水道事業を具体化できる。</p> <p>具体的要望内容 国土交通省の補助事業として下水道法で実施する。 処理水質はBOD20mg/lとする。 汚泥は一般廃棄物として取扱う。 水質分析の項目や頻度は、浄化槽と同様とする。</p>	<p>国土交通省の下水道事業は、大都市を中心に進められている補助事業であるために、重金属を排出する事業所が含まれていることが前提に法的運用が行なわれている。しかし、山間部や農村部などの地方自治体では、特殊事業所が含まれている場合が少なく、重金属の混入されない汚水を浄化する場合が多い。従って、下水道法によって規制されているいくつかの内容を、それぞれの地域にあったものとして運用することも必要で、特に農林水産省の補助事業として具体化した区域については浄化槽法や建築基準法で運用が行なわれ、維持管理費が安価にできるようになっているため、国土交通省の下水道事業もそれに合わせた維持管理を行うことが財政的にも必要な時代となっている。</p> <p>処理水質はBOD15mg/lの指導に対してBOD20mg/lで運用 汚泥は重金属の混入がないために産業廃棄物を一般廃棄物として運用することとし、肥料として活用する。 水質分析の項目や頻度は重金属の混入がないために浄化槽や集落排水処理施設と同様の取扱いとする。 この3点が特区として認められると年間維持管理費を大幅に減額することができる。</p>		東京都	土壤浄化法事業推進連合会	スリム下水道事業	<p>国土交通省の補助事業として実施する終末処理場は、農林水産省の終末処理場の運転管理と比べると法的運用によって維持管理の負担が増加しているため、今回特区として規制改革の申請を行なっている。</p> <p>スリム下水道事業は、これから下水道を国土交通省の事業として実施する場合に、財政的負担を軽減するために、下記の要望内容を組み合わせた下水道事業のことを指している。</p> <p>要望内容 処理水質はBOD20mg/l 汚泥は一般廃棄物として取扱う 水質分析項目や頻度は浄化槽と同様とする。</p>
1238	1238010	ソイルエネルギーからむし特区	<p>人糞は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「肥料取締法」などにより、昔のように栽培区域に散布できないような指導が行なわれている。</p> <p>しかし、人糞を有効な資源としてとらえたところや、し尿処理場の整備が進んでいない山間地では、昔ながらに下肥を肥料として利用しているところもある。また、土壌の持っている浄化力や分解力は「穴を掘ってごみを埋めておくと、いつのまにか分解している」という自然現象に見られるように、古来から知られている事実である。</p> <p>このような土壌の持つ自然の力を評価することとあわせて、昭和村では、からむしという植物を生育させるためには、人糞の施肥が不可欠で、古来からの伝統産業を高品質に維持するためには、人糞を有効な資源とみなすことが必要で、規制について特例として除外してほしい。</p> <p>(法的運用) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・肥料取締法 ・建築基準法 ・浄化槽法</p>	<p>小野川地区200人を対象に二つの地区に分ける。 それぞれの地区の水洗トイレ原水と雑排水を配管にてからむし栽培区域まで収集する。 からむし栽培区域に一次処理装置として沈殿分離槽を設置する。 1地区の汚水量27m3/日について540mのトレンチが必要でトレンチをからむし栽培区域に設置する。 トレンチとトレンチのうね間からむしを植栽する。 沈殿分離槽に堆積した汚泥は、1年間に1回春焼畑された後に、からむし栽培区域にまんべんなく散布する。</p>		福島県	福島県昭和村	ソイルエネルギーからむし特区	<p>昭和村は、昔から本州唯一のからむしの生産地として知られている。高品質のからむしを栽培するには、人糞が必要となる。小野川地区200人の集落を対象に、住宅から排出される水洗トイレの原水と雑排水を配管にてからむし栽培区域に収集し、一次処理として沈殿分離槽を設置し、上澄液をニイミトレンチにて、からむしへの液肥として供給する。沈殿分離槽に堆積した汚泥は、春焼畑の後に、からむし栽培区域にまんべんなく散布する。このように人間が排出した汚泥や人糞を肥料として施肥することができると、からむしの繊維を昔のように高品質なものとして確保することができる。</p>

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1048	1048010	馬鈴薯種苗原種の扱いにおいてハウスチューバーをマイクロチューバーと同等とする特例	馬鈴薯の種苗において、組織培養由来の種苗としては「マイクロチューバー」が原原種として認められており、種苗の増殖に関する規定が存在する。組織培養苗から生産される「ハウスチューバー」は適切な管理を行えば種苗として適当であると考えられることより、この規定を緩和し「ハウスチューバー」を「マイクロチューバー」と同等の扱いとする。	「ハウスチューバー」を原原種として大量に生産することにより、既存の増殖システムと比べて新品種の普及スピードを早くすることが可能であり、実需者の望む品種をタイムリーに供給する。また、増殖世代数の短縮により種苗の品質の向上を目指したい。	「ハウスチューバー」は種苗としての規定そのものがないため、そこから生産された種苗は正規の種子とならない。「ハウスチューバー」が「マイクロチューバー」と同等の扱いとならなければ「ハウスチューバー」を原原種とした種子生産事業はできない。	北海道	カルビーポテト株式会社	ハウスチューバー技術を用いた馬鈴薯種苗生産特区	馬鈴薯は栄養繁殖作物という特性から植物防疫法等に定められる種子増殖体制が取られている。現状の体制は基本種並びに原原種生産数量が少ないため多数世代を要し、有望な新品種に対する実需者、市場の変化に対し迅速な数量調達ができにくい。また同様の理由により、増殖途中で病気等に感染する危険性が高まる。これに対し組織培養苗を隔離温室で増殖した10g前後の「ハウスチューバー」であれば上記諸問題をクリアすることができるが、日本では種苗として認められていない。カルビーポテトでは05年度より北海道に「ハウスチューバー技術を用いた馬鈴薯種苗生産特区」を設置し、実需者の要望に応えられる種苗生産を目指したい。
1085	1085010	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	家畜排せつ物管理基準の適用除外	過疎化の進んだ地区で荒廃寸前の農地を利用し、堆肥を野積みすることにより、カブト虫の飼育が可能になる。	過去において大阪の幼稚園へカブト虫の幼虫を送ったり近くの幼稚園児を招き、カブト虫狩りをして大変喜ばれました。今後も活動を続けたい。	香川県	カブト虫ボランティアクラブ	カブト虫ボランティア特区	中山間地において家畜堆肥を利用し、カブト虫育て、近隣又は都会の子供たちとカブト虫の幼虫やさなぎを実際に見て成長する様子を体験できる場所を作りたい。又カブト虫が育った後の堆肥を利用して野菜を作ったりして中山間地に住む高齢者と子供たちの交流する場所を提供することを目的とする。
1150	1150020	家畜排泄物を再生可能エネルギーとして利用する場合における家畜排泄物管理基準の適用除外とする。	本法律は、環境を考慮した畜産業の育成のため、家畜排泄物の適正な処理・保管、堆肥としての有効利用の促進を定めたものであるが、家畜排泄物を再生可能エネルギーとして位置づけ、電気や熱として利用する場合は適用除外とする。	畜産業を主体とした地区に対し、畜産排泄物を利用したバイオマスシステムを導入し、メタンガスを取り出しガス発電機により電気や熱供給を行う。畜産排泄物という地域資源を活用することにより、自立した地域のエネルギー供給体制が構築でき、新しいモデルケースとして社会的効果が高まり、地域の活性化及び地域振興へとつながる。	平成14年12月27日に閣議決定された、「バイオマス・ニッポン」総合戦略において、地球温暖化防止 循環型社会の形成 競争力のある新たな戦略的産業の育成 農林漁業農村漁村の活性化に向けて、畜産廃棄物だけでなく木質など含めエネルギーや製品として総合的に最大限活用することを強く求めている。このことから、本法律で家畜排泄物を再生可能エネルギーとして位置付けると同時に、電気や熱として活用する場合は適用除外とする。	北海道	北海道稚内市新エネルギー開発株式会社【仮称】民間企業等	稚内てっぺんプロジェクト	平成17年4月設立予定の会社により平成18年10月までに、稚内市の特定区域で仮称稚内新エネルギー会社が、稚内市に隣在するバイオマスエネルギーと風力エネルギー及び将来、来るであろう天然ガスを利用し、地域再生の一環とした目的として 地産地消とした自立エネルギー供給体制の確立。 地域資源を最大限に活用し、地域経済の活性化地域振興につなげる。 規制緩和による新たな産業の創出、地域経済への活性化につなげる。 新エネルギーを利用する事による地球温暖化防止への貢献。 特区申請を利用・推進して地元企業群により設立されたPPSにより、新エネルギーをベースとした電力・熱エネルギー施設の建設並びに生産・供給・管理を行う。 下記を実現する。 地域における安定的・効率的エネルギー供給体制の確立。 環境に配慮したエネルギー活用方策の確立。 産業の高付加価値化あるいは新たな産業の育成。

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1280	1280010	中央競馬と地方公営競馬における勝馬投票券の相互発売を可能とする	中央競馬と地方公営競馬における勝馬投票券の相互発売を可能とする	笠松競馬で行われるJRA所属場のみのレースの勝馬投票券は、該当日の全レースを岐阜県地方競馬組合及びJRAの双方で発売できるようにする。		岐阜県	梅林敏彦、今井田和也、大西孝子、笠松愛馬会	笠松・JRA連携特区構想	近年、中央競馬・地方競馬ともに売上減に苦しんでいます。これを解決するための一案として、岐阜県笠松競馬場に岐阜県地方競馬組合とJRA(日本中央競馬会)との連携による「笠松・JRA連携特区」構想を提案します。概要は、笠松競馬開催日に、通常の10レースに加え、JRA所属馬のみによるレースを2競争実施する。この2レースの主催者は岐阜県地方競馬組合とする。この2レースの賞金等はJRAが負担する。勝馬投票券は、全日分のレースを岐阜県競馬組合及びJRAの双方で発売できるものとする(JRAにとっては除外馬対策にもなり、両者にとって有効なものとはならずです。)
1280	1280020	中央競馬所属馬のみ出走できる競走を地方競馬場において実施する	中央競馬所属馬のみ出走できる競走を地方競馬場において実施する	笠松競馬開催日に通常の10レースに加え、JRA所属場のみによるレースを2レース実施する。このレースの賞金等はJRAの負担とする。		岐阜県	梅林敏彦、今井田和也、大西孝子、笠松愛馬会	笠松・JRA連携特区構想	近年、中央競馬・地方競馬ともに売上減に苦しんでいます。これを解決するための一案として、岐阜県笠松競馬場に岐阜県地方競馬組合とJRA(日本中央競馬会)との連携による「笠松・JRA連携特区」構想を提案します。概要は、笠松競馬開催日に、通常の10レースに加え、JRA所属馬のみによるレースを2競争実施する。この2レースの主催者は岐阜県地方競馬組合とする。この2レースの賞金等はJRAが負担する。勝馬投票券は、全日分のレースを岐阜県競馬組合及びJRAの双方で発売できるものとする(JRAにとっては除外馬対策にもなり、両者にとって有効なものとはならずです。)
1179	1179010	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条における青年農業者等育成センターの公益法人以外の指定	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条における青年農業者等育成センターの公益法人への指定の規制を緩和し、農業会議へも指定できるようにする。	就農相談窓口を農業会議に一本化して、新規就農相談・就農支援資金の貸付・農業法人等への無料職業紹介事業・その他青年農業者等の育成を図るために必要な業務を全て農業会議において行い、新規就農相談者の利便性の向上と、新規就農支援体制の効率化を図る。	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条では就農支援資金を貸し付ける等の業務を行う青年農業者等育成センターは、民法第34条の法人にのみ指定が限定されている。	愛知県	愛知県農業会議	新規就農相談窓口の整備構想	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条の規制の特例措置として、公益法人ではない農業会議も青年農業者等育成センターとして指定できるようにし、就農相談・就農支援資金の貸付・農業法人等への無料職業紹介事業・その他青年農業者等の育成を図るために必要な業務を、人と農地に関する指導ノウハウを持つ農業会議に全て完結し、新規就農相談者の利便性の向上と、就農支援体制の効率化を図る。

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1188	1188010	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条における青年農業者等育成センターの公益法人以外の指定	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条における青年農業者等育成センターの公益法人への指定の規制を緩和し、農業会議へも指定できるようにする。	愛知県農業会議では昭和60年代から新規参入者の受入相談事業に積極的に取り組み、県内の中山間地に15名以上が新規参入し定着するなど就農相談のノウハウを蓄積している。就農相談窓口を農業会議に一元化して、新規就農相談・就農支援資金の貸付・農業法人等への無料職業紹介事業・その他青年農業者等の育成を図るために必要な業務を全て農業会議において行い、新規就農相談者の利便性の向上と、新規就農支援体制の効率化を図る。	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条では就農支援資金を貸し付ける等の業務を行う青年農業者等育成センターは、民法第34条の法人にのみ指定が限定されている。	愛知県	愛知県	新規就農相談窓口の一元化構想	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条の規制の特例措置として、愛知県農業会議を青年農業者等育成センターとして指定することによって、就農相談・就農支援資金の貸付・農業法人等への無料職業紹介事業・その他青年農業者等の育成を図るために必要な業務を、人と農地に関する指導ノウハウを持つ農業会議に全て完結し、新規就農相談者の利便性の向上と、就農支援体制の効率化を図る。
1010	1010020	農地法では農業法人の要件として農業及び農業関連事業の売上が過半である事としています。	堆肥減量としての廃棄物(動植物性残渣のみ)の処分料も農業関連事業として認めてください。	堆肥化可能な動植物性残渣のみの廃棄物を堆肥化処分することで農業者は自ら安全安価な堆肥と安定した収入を確保する事が出来ます。この収入を農業に再投資し自立の農業を営む事が出来ます。また新しい社会的責任を果たす事で農業を希望する農業後継者を確保する事が出来ると考えます。	消費者の求める減農薬減化学肥料農業に移行するためには安全安心な良質の堆肥が必要です。農業からも多量の廃棄物が出ておりこの農業系廃棄物と食品事業者から輩出される良質な動植物性残渣を混合し農業者が安心して使える堆肥を自ら生産する必要があると考えます。この事業を農業者が実施する事で安全が担保されるのではないのでしょうか。地域環境を守り動植物豊かな環境を守るのに適しているのはそこに住む農業者です。そして安全な堆肥で生産された農産物が消費者に支持され地域農業が再生されたとき地域農業コミュニティは維持され地域社会も農地も維持されていくと考えます。	愛媛県	NPO法人TIES21えひめ、(有)フォレストファーム	動植物性残渣と畜糞堆肥を利用した地域資源を活用する農中心の地域環境を保全・活用する地域農村活性化特区	地域農業からでる様々な農業系廃棄物と地域社会・食品事業者などからでる動植物性残渣を混合し堆肥化などの方法により肥料などに資源化し環境保全型農業に移行する事により消費者に選ばれる減農薬・減化学肥料農産物を生産し地産地消による地域農業の活性化を実現する。農業が動植物性残渣を資源化する新しい社会的責任を果たし、直売所などを通じ農産物を地産地消で提供しながら市民農園などを運営し都市住民との交流を図ることにより消費者ニーズを把握し、精神的交流を通じて地域農業社会の活性化を実現し地域農業コミュニティ社会を維持し農地の保全を図ることを目的とする。

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1022	1022010	農業生産法人の事業範囲の拡大	農業従事者(現行農業者、新規農業参入者、外国人研修生)への教育等を、農業生産法人が行うことができる農業関連事業に追加する。	<p>現行の農業従事者に対して、農業生産法人による大規模かつ高度の農業技術研修を行い、国内の農業レベルの向上を図る。</p> <p>新規農業参入者が農業従事者として一本立ちできるための、農業教育及び経営支援活動を行う。</p> <p>来日中の外国人農業研修生に対して短期集中型の大規模かつ高度の農業技術移転を行う。</p>	<p>これまでも研修制度は存在したが、これらの研修等を実際に大規模・高度化された技術を現に利用して生産活動を行っている農業生産法人で行うことによって、より実践的で高度な研修及び教育を行うことが可能となり、これらの技術を農業従事者に効果的に移転することができると考える。</p>	埼玉県	株式会社アグリ熊谷城マロン行政事務所 田口弘嗣	国際農業教育総合センター	<p>現行の農業従事者に対して、農業生産法人による大規模かつ高度の農業技術研修を行い、国内の農業レベルの向上を図る。</p> <p>新規農業参入者が農業従事者として一本立ちできるための、農業教育及び経営支援活動を行う。</p> <p>来日中の外国人農業研修生に対して短期集中型の大規模かつ高度の農業技術移転を行う。</p> <p>日本国内の農業関係の大学教授による特別講義を年2回開催し、国内の農業関係者の知識の向上を図る。</p> <p>世界各国の農業関係の大学教授を招聘して農業関係の国際会議を開催する。</p>
1022	1022020	農業生産法人の事業範囲の拡大	日本及び世界の農業技術レベルの向上のための、農業関連講義及び国際会議の開催を、農業生産法人が行うことができる農業関連事業に追加する。	<p>日本国内の農業関係の大学教授による特別講義を年2回開催し、国内の農業関係者の知識の向上を図る。</p> <p>世界各国の農業関係の大学教授を招聘して農業関係の国際会議を開催する。</p>	<p>生産の大規模化・効率化を実行している農業生産法人が講義や会議を主催することによって、実生産により効果的な農業理論を展開してもらうことができると考える。</p>	埼玉県	株式会社アグリ熊谷城マロン行政事務所 田口弘嗣	国際農業教育総合センター	<p>現行の農業従事者に対して、農業生産法人による大規模かつ高度の農業技術研修を行い、国内の農業レベルの向上を図る。</p> <p>新規農業参入者が農業従事者として一本立ちできるための、農業教育及び経営支援活動を行う。</p> <p>来日中の外国人農業研修生に対して短期集中型の大規模かつ高度の農業技術移転を行う。</p> <p>日本国内の農業関係の大学教授による特別講義を年2回開催し、国内の農業関係者の知識の向上を図る。</p> <p>世界各国の農業関係の大学教授を招聘して農業関係の国際会議を開催する。</p>

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1027	1027010	コウノトリ特区	<p>豊岡市は、コウノトリと共生してきたまちである。豊岡盆地は、周囲を囲む里山から流れ出る豊富な水と肥沃な堆積土によって広い湿地帯が形成されているが、長い歴史の中で人々によって豊かな水田地帯につられてきた。コウノトリはこのような田園の中で農家の人々と共に暮らし、全国各地から姿を消した後も、唯一豊岡盆地で生息してきた。当地方の特徴的な水田(湿田)が、コウノトリに最適な生息環境を提供していたからである。</p> <p>昭和46年、その後の生息環境の悪化によって、ついに日本の空から消えたコウノトリは、今また、人々の努力によってよみがえろうとしている。人工飼育で仲間を増やしたコウノトリが、平成17年秋からかつての水田に舞い戻ろうとしているのである。</p> <p>しかし、現在の水田は、圃場整備によって乾田化され、水系はことごとく分断されたことで水田生物が激減してしまった。そればかりか、長く続いた水稲生産調整政策の結果として耕作放棄水田が方々に出現しており、農地の存続自体が危ぶまれているのである。これを放置すれば、水田はコウノトリの生息地(餌場)にならないのみならず、良好な農地を将来にわたって維持することも極めて困難といわざるを得ない。しかも、農業を取り巻く状況は近年ますます厳しさを増し、専業農家の減少と併せ、農業後継者がほとんど皆無であるのが実情である。</p> <p>本市では、平成15年度からコウノトリと共生する水田づくりを推進しており、意欲的な農家によって1ha以上に団地化された水田のビオトープ化(自然再生)を行っているが、平成16年度現在の面積は、豊岡盆地内全水田のうち、わずか12ha(6カ所)でしかなく、到底コウノトリの生息環境にはなり得ない状況である。専業農家が減少していることと、さりとて兼業農家では質の高い農業に取り組む余裕がなく、時間も限られていることが大きな要因である。</p> <p>一方で、市民、国民によるコウノトリ野生復帰への関心は高く、農業への関わりや生きものとの触れ合いを求め、また、自然環境の保全に意欲を持つ人々が増加している。</p> <p>そこで、本市の特徴的な自然環境を基盤とした「コウノトリと共生する水田づくり」をより積極的に進めるため、農業に従事できる対象者を農家、農業生産法人の他にも門戸を開くことで農業従事者の増加を図る必要がある。これらを踏まえ、次の二つの構想を提案する。</p> <p>(1)新たに農業に従事する者の制限の一部撤廃 (2)学校が実施する環境創造型稲作</p>	<p>その1 <新たに農業に従事する者の制限の一部撤廃> コウノトリ野生復帰の舞台となる豊岡盆地において、環境創造型農業もしくは水田のビオトープ化を行う次の者は、農家あるいは農業生産法人でなくても、農地の所有権、使用貸借による権利、賃借権が取得できることとする。 対象者 地縁団体(地方自治法第260条の2)及びNPO法人(特定非営利活動促進法第2条)</p> <p>その2 <学校が実施する環境創造型稲作> 市内の小学校の中には「学校田」を設けている学校があり、児童の環境教育の場として効果を上げている。学校田は、水稲生産調整田を所有農家の理解と厚意によって使用させていただいているものである。ところが、現法では学校田であっても稲を作る行為は稲作農業であると看做され、生産調整には該当しない扱いになっている。これでは、せっかくの農家の厚意が活かされないことになりがちである。確かに、学校田は米を収穫するという要素もあるが、あくまで児童への教育活動の一環であって、生産が主目的ではない。とりわけ、児童に農の営みを体験させることは、稲を育て食べる喜び、自然への畏敬と感謝など日本の文化の基礎を学ばずことであり、食と命という生きるうえでの根源的な教育である。加えて、農業後継者が不足する今日において、子どもの頃から農に親しみ、魅力に接することは、将来への後継者育成にもつながっていくのではないかと期待される。学校田もコウノトリと共生する地域づくりのひとつと位置づけられるので、学校が児童への教育活動の一環として実施する田んぼづくりは、いわゆる「生産」を目的とする水田ではなく、調整水田に位置づけるべきである。</p>		兵庫県	豊岡市	コウノトリ特区	<p>コウノトリと共生してきたまち豊岡。一度は自然界から姿を消したコウノトリを再び大空に戻す計画を進めている。この一環として、本市の特徴的な自然環境を基盤とした「コウノトリと共生する水田づくり」を積極的に進めるため、次の2点を提案する。『新たに農業に従事する者の制限の一部撤廃』コウノトリ野生復帰の舞台となる豊岡盆地において、環境創造型農業または水田ビオトープ化を行う地縁団体やNPO法人は、農家・農業生産法人でなくても、農地法によって制限される農地の所有権、使用貸借による権利、賃借権が取得できることとする。『学校が行う環境創造型稲作』学校が農家の厚意により借上げて使用する田を生産調整田として位置づけられたい。</p>
1080	1080010	特定法人貸付事業における農地法の賃貸借の解除要件の緩和	<p>特区において、特定法人貸付事業により農業生産法人以外の法人が農地を借り受ける場合、農地法第20条に規定する「都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない」との規定については適用しない。</p>	<p>特区内において特例事業の推進を妨げる要因の一つとして、農地所有者が農地を貸すことに対して抵抗感を持っていることが挙げられる。これは、現行の農地法における農地の貸し借り制度が硬直的であり、一度農地を貸すと、なかなか返して貰えないとの意識が強いからである。特に、特定法人貸付事業のように農地の利用者が法人の場合では、なおさら、その意識は強くなる。そのため、特例事業に取り組みやすいように規制の特例を設け、構造改革特区本来の目的である地域の活性化を図る。</p>	<p>農地法は賃借人の生計を保護する観点から、賃借権を設定した場合、その解除要件を限定している。そのため、農業者同士の賃貸借においては農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により認められた特定法人貸付事業は農地法に基づく賃貸借となっており、特区を推進していく上で解除要件の限定を理由として農地所有者が法人に農地を貸すことに抵抗がある事例が多い。そのため、双方が事業に取り組みやすいように、農地法の賃貸借の解除要件に規制の特例を設け、構造改革特区本来の目的である地域の活性化を図る。</p>	兵庫県	神戸市	人と自然との共生ゾーン特区	<p>特区内における企業等の農業参入を妨げる要因の一つとして、農地所有者が農地を貸すことに対して抵抗感を持っていることが挙げられる。これは、現行の農地法における農地の貸し借り制度が硬直的であり、一度農地を貸すと、なかなか返して貰えないとの意識が強いからである。特に、特定法人貸付事業のように農地の利用者が法人の場合では、なおさら、その意識は強くなる。そのため、農地の貸主側が、特例事業に取り組みやすいように規制の特例を設け、構造改革特区本来の目的である地域の活性化を図る。</p> <p>また、神戸市内で生産されたブドウを原料としてホイリゲ(濁りワイン:現在は販売が認められていない)を製造し、収穫祭として市内のレストランで提供する。</p>

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1097	1097010	都市農業における市民参加型経営	農地所有者の指導により、一般市民を世帯員と同様の位置づけ、土地所有者と共に農業経営ができるよう、農地法第2条第6項(世帯員の定義)についての拡大解釈を提案する。拡大部分として、農業従事者の指導によりある一定期間農作業に従事し、農業委員会の認定を受けた者は、準世帯員とし、農業従事者の許可により農地における一連の農作業の権限が与えられ、準世帯員が耕作した土地についても農地とみなす。これにより、準世帯員による農業経営のサポートが可能となり、農業従事者の負担を軽減し、地域に一定の割合で農地、農業を残すことができる。	生産緑地内で行われる体験農園は、農業経営の一環として、農地所有者が市民に技術指導や作付指導を行うこと等を要件とされているが、この指導について、一人で行うことは大変難しい。その為、準世帯員を農業従事者と認めることで都市における農地運営をサポートする。		東京都	稲城市	都市農業における市民参加型経営	農地法第2条第6項(世帯員の定義)を改正し、農業従事者の指導によりある一定期間農作業に従事した市民を、農業委員会の認定により農家とみなし、かつその農地における世帯員と同等とみなし農業経営に参加することを可能とする。これにより、農業従事者の負担を軽減し、地域に一定の割合で農地、農業を残すことができる。
1152	1152010	特定知的障害者授産施設の指定要件の拡大	知的障害者授産施設の指定を受けることのできる団体は、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されているところ、適正な運営がなされると認められる場合は、厚生農業協同組合連合会が指定を受けられることを可能とする。	医療を行う厚生農業協同組合が組合員及び地域福祉増進の観点から、知的障害者(通所)授産施設を支援費制度の下で行うことにより、医療と福祉が一体となった運営が行われることとなる。特に本町のような過疎地では、病院は地域の拠点施設であり、病院が福祉事業を行うことにより、新たな地域づくりが進むことが見込まれ、より一層の地域福祉の増進が図られる。	厚生連の所有する診療所の空き病床を利用して知的障害者通所授産施設を運営することは、現行は地方公共団体が既存社会福祉法人しかできないこととなっている。しかし、所有者である厚生連が直接、授産施設事業を行うことのほうが、医療と福祉の連携を深めた地域福祉を实践するためにはより有益である。対象者が少数散在の本地域においては、知的障害者の支援事業者は町村社協が一部を担っているのみで、社会福祉法人の開設意欲のある者がいないため、在宅障害者のケアマネジメントに苦慮しており、医療に実績のある厚生連が支援費事業者となることは、授産事業の円滑な運営や事業の継続性、重度者に対する医療との連携の上から極めて意義深く重要である。よって、厚生連が知的障害者授産施設の指定を受けられることができるよう、規制を緩和していただきたい。	長野県	長野県小海町	医療と福祉連携特区	小海町は長野県の東部に位置し、人口5918人の法指定の過疎の町です。町を含む郡内に障害者の通所支援事業所がないため、ケアマネジメントに支障をきたしています。また、当地域は知的障害者が散在しているため、社会福祉法人による利用施設の開設が望めません。そこで、町内にある厚生連が運営する診療所の空病床を転換して、支援費対象事業所として通所授産施設を開設したいが、現行では厚生連は指定を受けられないため、指定を受けられるよう規制を緩和する。これにより、厚生連が医療と一体となって障害者福祉施設を運営することとなり、医療と福祉が連携した新たな地域づくりが行われ、一層の地域福祉の増進が図られることとなります。

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1197	1197010	旧農業者年金基金経営移譲金受給者が後継者に使用収益権を設定している農地での企業の農業経営参入にかかる特例措置	農業者の子供等に農地の使用収益権を移転し、農業者が経営移譲年金(独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条の規定により平成13年農業年金改正法による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号、以下「旧法」という。))第41条に定める経営移譲年金をいう。以下同じ。)を受給している農地において、特区制度を活用し特定法人が農業に参入する手続きの一環として、元農業者が子供等から当該農地の返還を受けても、経営移譲年金の支給が停止されないこととする。	農業者の子供等に農地の使用収益権を移転し、農業者が経営移譲年金を受給している農地において、特区制度を活用し特定法人が農業に参入する手続きの一環として、元農業者が子供等から当該農地の返還を受けても、経営移譲年金の支給が停止されない措置を講ずることにより農地の賃貸料の低減を図り、特定法人の農業経営参入を促進する。	青森県では、「津軽・生命科学活用食料特区」を設定して、農地の有効活用と民間活力を利用した地域の活性化を図ることとし、特定法人の農業経営参入を促進している。 一方、特区においては、農業者の高齢化に伴い、農業者の子供等に農地の使用収益権を移転し、経営移譲年金を受給している事例が数多く存在する。 当該事例の農地において特区制度を活用し特定法人が農業に参入する場合、農地は、子供等から一旦農業者に返還され、市町村等を経由して特定法人に貸し付けられることになるが、元農業者が子供等から当該農地の返還を受ければ、旧法第46条第2項第3号の規定により経営移譲年金の支給が停止される。この結果、農地の賃貸料は、経営移譲年金相当額が加算され割高となり、特定法人の農業経営参入に支障を来すことになる。 また、特区制度を活用し地方公共団体及び農協以外の者が市民農園を開設する場合、一定の要件に適合すれば、農業者が子供等から農地の返還を受けても、経営移譲年金の支給が停止されないことから、制度の均衡を図る必要がある。	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区構想	農業者の子供等に農地の使用収益権を移転し、農業者は経営移譲年金を受給している農地において、特区制度を活用し企業が農業に参入する手続きの一環として、農業者が子供等から農地の返還を受けても、経営移譲年金の支給が停止されない措置を講ずる必要がある。 特区制度を活用し地方公共団体及び農協以外の者が市民農園を開設する場合、一定の要件に適合すれば、農業者が子供等から農地の返還を受けても、経営移譲年金の支給が停止されないことと同様に、制度の均衡を図る必要がある。(旧法第46条第2項第3号、旧法施行令第12条の2第1号チ、旧法施行規則第35条の24、第35条の25及び第35条の26参照)。
1214	1214010	農地の権利移動の緩和	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び構造改革特別区域法において、農地の使用貸借又は賃借に関して、面積、期間及び貸付け主体を緩和するものである。	優良田園住宅(町の基本方針で最低敷地を500㎡と定めている)の建設にあたっては、周辺の農地等を開発区域に含めて、各居住者の家庭菜園として利用することを予定している。面積10a未満、期間5年以内の規制にかかわらず、また農地所有者と各居住者(農地を所有していない者)の間で直接、使用貸借又は賃借が可能となることにより、優良田園住宅の円滑かつ迅速な実現が図られる。	本提案によって農地の貸付けに関して面積及び期間の規制がなくなることにより、各居住者及び農地所有者の希望する条件に合う可能性が高くなる。 また、農地所有者と各居住者の間で直接、使用貸借又は賃借ができることにより、農作物の栽培方法に関する指導や農機具の貸し借り等を通してコミュニティが形成される可能性が高まり、農地所有者と各居住者の間での信頼関係を築くことが可能となる。 以上のことから、事業性が高まることとなり、ゆとりのある優良田園住宅建設の建設が促進される。 なお、現行制度では、本提案のような優良田園住宅を実現するには、家庭菜園部分においても農地転用して居住者へ権利移動する等の手法があるが、その場合、将来にわたって現況農地のまま残る可能性は少なくなる。よって、本提案により遊休農地が現況のまま家庭菜園として有効活用されることで、農地所有者の事業に対する理解も得やすくなり、ゆとりのある居住環境が将来にわたっても確保され、さらに実質的な開発区域を抑えることが可能となり開発コストも削減される等、事業の実現性がより高まるものと考えている。	福岡県	福岡県糸島郡志摩町	志摩町田園居住のまちづくり構想	志摩町は、豊かな自然が数多く残された田園景観のふさわしい町で、現在、「志摩町田園居住のまちづくり構想」に基づき、田園風景にまつまれたゆとりのある優良田園住宅地を確保し、優良田園住宅の建設の促進に関する法律による優良田園住宅の建設を進めているところである。 想定している住宅地は、現在耕作されていないみかん園、畑等を含む丘陵地等であり、既存の樹木、現況の農地等をできる限り残したゆとりのある敷地を確保し、居住者が家庭菜園等として活用することを予定していることから、構造改革特区の指定により、農地の権利移動に関して緩和を行うことによって円滑かつ迅速に構想実現を図るものである。

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1047	1047040	汚水処理施設整備事業積算基準の統一	汚水処理施設整備事業の積算には、事業の種類に応じて国土交通省、農林水産省、厚生労働省それぞれの基準があるため、これを統一する。	国土交通省、農林水産省、厚生労働省の積算基準を統一することにより、設計積算業務を人的・事務的に効率化を図る。		愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	市民に必要な行政サービスを自らの責任で判断し、市民満足度を高めた行政サービスの提供に努めることを主目的とする。そこで、健全で効率的な自治体運営を行うため、費用対効果を高め、PFI事業などによる「行政運営の効率化」、「適切な市民サービス」、情報を共有することによる「市民との協働」、地域活性化による増収はもとより、滞納地方税の回収促進を含めた「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、雇用の創出、効率的な行政サービスの提供等により地域の活性化を促進する。
1049	1049020	農業振興地域の迅速かつ柔軟な変更	地方自治法にいう基本構想いわゆる総合計画及び、新市建設計画に即した指定の実現加えて、現行の複雑な指定の清算	地域の実態に即し、また将来にわたって農業が行なわれることが確実な区域、並びに自然的土地利用のみならず、野菜工場とでもいべき新たな農業が展開される区域を視野に収めることにより、今以上にキメ細かく丁寧な農業振興策を講じることができる。		大分県	高橋良治	「県央都市計画青白特区」構想	国と地方及び官民のいわば十字路に立つ市町村が、国や官が定める根幹的な行政計画と地方や民が定めるまちづくり計画の整合と調和を通して、キャッチアップや横並び的ではない自律的な都市計画行政を展開しようというもの。国土法に基づく五地域区分をはじめとする土地利用計画とこれによる重層的な地域指定を規制や制限の手段ではなく地域の活性化や魅力づくりの道具として専ら創造的に活用することを意図するとともに、全域計画と地域計画あるいはマスタープランと詳細計画といった計画間にある相補的な関係をその作成主体の連携にまで発展させて「国と地方及び官と民は上下主従ではなく対等協力のパートナーである」ことを実践する試みである。

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1169	1169010	農地法における農地転用許可基準の緩和	現在、協定区域内にわたる隣接の一団の土地について第二期事業を推進しておりますが、新市では農村工業等導入促進法の人口要件から計画拡大の適用が困難であり、用途無指定の当該区域に関しては新市全体の検討が加わるにより、事業化に長期間を要すると予想されます。第一期事業の実施には民法34条規定の地方公共団体出資法人による農村工業等導入地区内において団地造成のみの事業として農地転用許可を頂きました。これに対し農村工業導入促進法の適用区域外においても、掛川市生涯学習まちづくり土地条例に基づく特別協定区域内に限り、当該公益法人にも団地造成のみを目的とした事業に対して農地転用許可を頂く事が出来れば、早期事業化と財政リスクの軽減ができ、安定税収確保と地元雇用の確保が可能となる工業団地整備の実現が可能となり、ひいては豊かな地域社会と地方の自立を図ることが出来ます。	新エコポリス第2期工事推進計画(概要) 事業名 新エコポリス第2期工事 事業主体 掛川市開発公社 事業規模 19.5ha 事業期間 平成17年度～平成22年度	現在、協定区域内にわたる隣接の一団の土地について第二期事業を推進しておりますが、新市では農村工業等導入促進法の人口要件から計画拡大の適用が困難で、新市全体の用途指定検討が加わることで、事業化に長期間を要すると予想されます。現在は民法34条規定の地方公共団体出資法人に農村工業等導入地区内において団地造成のみを目的の事業に農地転用許可が与えられず、これに対し農村工業導入促進法の適用区域外においても、掛川市生涯学習まちづくり土地条例に基づく特別協定区域内に限り当該公益法人にも団地造成のみを目的とした事業に対して農地転用許可が頂く事が出来れば、早期事業化と財政リスク軽減する事もでき、安定税収確保と地元雇用の確保が可能となり、ひいては豊かな地域社会と地方の自立を図ることが出来ます。	静岡県	静岡県掛川市	生涯学習土地条例特区	掛川市生涯学習まちづくり土地条例に基づき指定された満水・東山口地区の特別協定区域において、地域住民主体に策定されたまちづくり計画を実現するため、これまでに市は、農村地域工業等導入促進法にもとづく農工計画を策定し、掛川市全額出資の公益法人を事業主体に新エコポリス工業団地の造成事業を実施しております。今後さらにまちづくり計画を推進し、雇用の場の確保と掛川市の自立を目指し、第二期の工業団地を推進しております。この市条例にもとづく特別計画協定区域内に限り、地方公共団体出資の民法34条法人による団地造成工事を目的とした事業に対し、農地転用許可基準の緩和について提案します。
1170	1170010	農村地域工業等導入促進法における農村地域要件の緩和	掛川市における新エコポリス工業団地は、農村地域工業等導入促進法に基づく農工計画を平成12年度に策定し、掛川市全額出資の公益法人を事業主体として実施し、現在までに1期工事に概ね目処がつき、17年度より2期工事に着手したいと考えておりますが、平成17年4月の市町村合併により市の人口は8万人から11万人になり、当該法令において農村地域としての要件(人口10万人以下、人口増加率全国平均以下、第2次産業就業者比率全国平均以下)を満たさなくなります。本計画は、当市が国からの自立を目的とした自主財源確保施策のひとつであり、また工業団地計画を推進することによる新たな雇用の創出と地域経済の活性化を図るものでもあるため、当該法令における農村地域要件(人口、人口増加率または第2次産業就業者比率)に対し、市町村合併による新市人口認定要件の緩和若しくは経過措置について提案するものです。	新エコポリス第2期工事推進計画(概要) 事業名 新エコポリス第2期工事 事業主体 掛川市開発公社 事業規模 19.5ha 事業期間 平成17年度～平成22年度	市町村合併により、新市人口規模が要件を上まわるとしても、社会基盤や農業基盤等旧市の構造そのものに大きな変化を伴うものではなく、もともと農村地域であった自治体が合併により人口増加を来すことになったのが実情であります。当市では、安定財源の確保と地元雇用の創出が可能となる工業団地整備を早期に実施したいため、当該法令における人口要件等を緩和、若しくは経過措置として救済をお願いするものです。	静岡県	静岡県掛川市	農村工業早期着手特区	掛川市における新エコポリス工業団地実施計画は、当市が国からの自立を目的とした自主財源確保施策のひとつであり、また新たな雇用の創出と地域経済の活性化を図るものでもあるため、当該法令における農村地域要件(人口、人口増加率または第2次産業就業者比率)に対し、市町村合併による新市人口認定要件の緩和若しくは経過措置について提案するものです。

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1095	1095020	林地開発許可申請手続きの簡素化		4000m滑走路の建設	島の入植者が転出して以来、森林の増殖が進みジャングルと化している。伐採を計画するたびに林地開発許可申請を行っており、申請期間は作業を行なうことができないので、申請手続きの簡素化を求める。	鹿児島県	民間企業	馬毛島飛行場特区構想	鹿児島県では、種子島の西約13kmにある馬毛島において完全再使用型宇宙往還機着陸場の誘致運動を進めている。この宇宙往還機着陸場としての4000m滑走路の建設は、当島の約99%以上を所有する民間企業が建設した1200m滑走路を延長することにより可能である。またさらに、近年におけるアジアの経済成長により、地理的・社会条件などの観点から、この滑走路は空港として最適であり、わが国とアジアの流通機構、県下の雇用・流通機構の高度化に貢献することが期待される。よってここに、画期的な民間飛行場特区として申請するものであり、これにより、馬毛島を最大限に活用し、雇用、離島開発等の地域経済の発展と地域の活性化を図る。
1149	1149010	森林組合の農業経営の実施	森林組合が行うことのできる事業の種類の拡大	金沢市の中山間地域にある新保町は、水稲やタケノコ、野菜の生産を行っているが、最近、高齢化や不在村地主の増加が進行し、農地や森林の荒廃が進みつつある。この地区は、平成16年に「森づくり条例」に基づき、市と「ふるさとの森づくり協定」を締結し、森林組合と連携しながら、地域の森林整備を推進していることとしているが、高齢化等により自ら農林業の経営を行うことが困難になっている。これらの組合員の要望により、金沢市森林組合が、森林の整備に併せ、放置竹林や遊休農地等を利用し、タケノコ等の加賀野菜の生産を行おうとするものである。近年、林業採算性の低下や針葉樹の新植の打切り等により、森林施業面積が減少し、経営基盤の脆弱化が心配される当組合において、農業経営など新たな仕事を行うことにより収益を得ることは、作業員の安定雇用や森林施業面積の確保による経営の安定に繋がり、それに伴い組合員へのサービス向上や適正な森林整備による公益的機能の維持が可能となる。	第2次、第5次提案時の農林水産省の回答では、「森林組合は、森林所有者の協同組織として、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るという公益を目的とする法人であり、組合員に対する直接的な奉仕として事業活動を行い、サービスを提供するものであり農業経営を行うことは適当でない。また、農業経営を行うと、森林組合の経営基盤に与える影響は大きく、本来果たすべき森林の適正な管理という公益的な機能発揮に支障を来すおそれがある。森林組合が農作業を受託し農業に参画することは、現行法でも可能である。」としている。 しかし、近年森林組合は、林業採算性の悪化や、針葉樹の新植の打切りなどにより、森林施業面積が減少しており、経営基盤が脆弱になりつつある。一方、農業者でもある組合員は、不在村化や高齢化が進み、自ら農業経営・林業経営ができなくなってきているので、農山村に精通した森林組合に、集落ごとに森林・農地を包括した管理を希望する声が大きくなってきている。 こういう状況から、森林組合が、安定的雇用の確保及び森林施業受託面積の確保により経営の安定を図るためには、農業経営など新たな仕事の開拓が必要であり、また、そうすることが組合員農家、森林組合の双方にとって利益のあるものとなる。 適正な森林の管理による公益的な機能の発揮には、まず、その担い手である森林組合の収益の向上による安定経営を図ることが重要であり、森林組合の農業参入は、そのための有効な手段となりうると考えられる。	石川県	石川県金沢市	金沢伝統的加賀野菜生産特区	金沢市の中山間地域は、過疎・高齢化、不在地主の増加が進行し、農地・森林の荒廃が進んでいる。また、森林組合は、林業の低迷等により、森林施業面積が減少し、経営基盤が脆弱になりつつある。こうした中、地域に精通した森林組合に農地と森林・竹林の包括的な管理を希望する集落が増加している。施業受託面積及び作業員の雇用の安定的な確保により経営の安定を図るため、森林組合が新たに竹林管理や農業経営を行うことは、組合・組合員双方の利益となる。森林組合が、市場から拡大を求められているタケノコ等の加賀野菜を生産することは、そこから得られる収益により経営が安定し、ひいては適正な森林の管理にも繋がるものである。

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1167	1167010	森林組合が雇用する林業従事者の福利厚生施設として農地取得管理(賃借)を可能とする特例措置	森林整備や中山間地域の振興に資すると認められる場合、総会の特別議決事項(議決権の2/3以上)を条件に、森林組合が林業従事者の福利厚生施設として農地取得管理(賃借)の実施を可能とする。(国が所有面積に一定の上限を定める。)なお、福利厚生施設としての農地取得管理の内容は、森林組合が農業経営を実施するものではなく、森林組合に雇用される林業従事者が自主的に地域振興の担い手としてのスキルアップに利用する施設とする。	和歌山県では、平成15年4月に「新ふるさと創り特区」として構造改革特別区域計画の認定を受け、過疎化高齢化の進展が著しい中山間地域を「緑のターン促進エリア」として、都市から地方への人口の逆流動を目標に、森林整備など環境保全で新たな雇用を創出する緑の雇用事業に取組、現在、329人のターンの定住を実現しています。このターンの雇用を担う森林組合では、木材価格の低迷など森林整備を取り巻く厳しい諸情勢の中、担い手の仕事量の確保に向けた様々な事業拡大を検討していますが、森林作業の受託を基本とした事業形態のため、その季節労働性によりターンの通年生計維持の機会確保に非常に苦慮している状況が見受けられます。このため、森林組合がターンの担い手を中心に林業従事者の福利厚生施設として農地を取得管理し、この施設を林業従事者が個々のスキルアップに活用することで、山村過疎地域における新たな農作業コントラクターの形成を促す事業を実施する。この事業展開により、森林組合に雇用されるターンの定着が確保されるだけでなく、地域集落における農地管理や農山村の景観保全の担い手育成が期待される。		和歌山県	和歌山県	(現 新ふるさと創り特区計画)	和歌山県では、平成15年4月21日に認定された「新ふるさと創り特区計画」の「緑のターン促進エリア」において、森林の整備等の環境保全による新たな雇用を推進する緑の雇用事業に取組み、現在、都市からの329人のターン定住を実現しています。(人口の逆流動の目標達成。)このターンの定着をさらに、より確実にして、農地や農山村の景観を管理する担い手の育成確保に繋げ、都市と地方の共感に満ちた地域コミュニティの維持発展を図ることを目的に、地域でターンの雇用を担う森林組合が雇用者の福利厚生施設として農地取得管理(賃借)することを可能にして、山村過疎地域における新たな農作業コントラクターの形成を促す。
1041	1041010	吉岐島におけるイルカ(小型鯨類)捕獲禁止の解除	イルカ(小型鯨類)を対象とする漁業は、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」により原則禁止となっている。ただし、水産庁が定める「小型鯨類資源管理方針」による都道府県別鯨種別捕獲枠に基づき、都道府県知事の許可を受けた場合にのみイルカ漁業を営むことができるようになっている。しかしながら現在、長崎県には捕獲枠がなく、地元漁業協同組合が数年にわたり長崎県を通じて水産庁に捕獲枠の確保の働きかけを行っているが、資源量の不明等の理由から今もなお捕獲が認められていない状況である。また、漁業によらず試験研究等その他特別の事由により農林水産大臣の許可を受けた場合は捕獲が可能となるが、これも同様に捕獲できない状況である。よって、吉岐島におけるイルカの捕獲禁止の解除を提案するものである。	吉岐市勝本町のイルカパークのイルカの減少と老化が進んでいることから、イルカを新たに当該施設に補充するため、吉岐島におけるイルカの捕獲禁止の解除を特区として実施することを要望する。	吉岐市は現在、豊かな自然を活かした観光地づくりと都市と島の共生・対流による地域活性化を目指している。その観光地のひとつである市内勝本町のイルカパークは、観覧用の浮桟橋を備え、直接触れたりエサを与えるなどイルカとのふれあいを楽しむことができるが、イルカの捕獲の規制等により補充ができず、イルカが減少し既存のイルカも老化が進んできている。訪れる観光客も年々減少傾向にあり、施設の存続が危惧されている状況となっているため、イルカの捕獲に関わる規制の特例措置を導入することにより、当該施設にイルカを補充することで、より充実した魅力ある観光の拠点として再生し、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため提案するものである。	長崎県	長崎県吉岐市	イルカと遊ぶ地域づくり特区	吉岐市は現在、豊かな自然を活かした観光地づくりと都市と島の共生・対流による地域活性化を目指している。その観光地のひとつである市内勝本町のイルカパークは、観覧用の浮桟橋を備え、直接触れたりエサを与えるなどイルカとのふれあいを楽しむことができるが、イルカの捕獲の規制等により補充ができず、イルカが減少し既存のイルカも老化が進んできている。訪れる観光客も年々減少傾向にあり、施設の存続が危惧されている状況となっているため、イルカの捕獲に関わる規制の特例措置を導入することにより、当該施設にイルカを補充することで、より充実した魅力ある観光の拠点として再生し、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るものである。

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1133	1133010	漁業生産組合が実施できる事業内容の拡大	水産業協同組合法における漁業生産組合に認められている事業(漁業生産組合は、自ら採捕又は養殖した漁獲物を販売、あるいはこれを加工して売ることができるが、これ以外はできない)の範囲の拡大で、具体的には漁業生産組合が自ら営む定置網漁業を対象として、新たに体験漁業又は観光(見学)漁業事業を導入実施するための規制緩和措置。	<p>漁業生産組合が自ら営む定置網漁業の生産販売活動の効果的な実施等を図るため、体験漁業を行う場合には「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく「遊漁船業登録業者」に、また、観光(見学)漁業を行う場合には「海上運送法」の「届出事業者」となり実施する。</p> <p>なお、これらの事業は、自らが営む漁業に付帯する事業として位置付けるものである。</p> <p>特区導入を通じて、一般国民の漁業への理解が深まるとともに、生産者の顔が見える漁獲物の効果的な販売を実現する。</p> <p>また、観光業者等とも連携して事業を行うことにより、地元での観光振興や地域の活性化等を図る。</p>	<p>現状において、漁業生産組合は、漁業生産以外の事業を行うことができないと水産業協同組合法で規定されているため、自らが事業主体となって漁業体験等の取り組みを実施することができない。</p> <p>府内のある漁業生産組合では、地元観光業者と連携の上で、定置網体験漁業の導入に向けて検討を行ったが、本規制の問題があり、実現には至らなかった。</p> <p>魚価の低迷等漁業経営が厳しい状況の中で生産組合の経営安定のため事業の多角化が必要である。</p>	京都府	京都府	海業推進構想	京都府では、消費者に海や漁業への理解を深めてもらい、都市と漁村の交流や漁村地域の活性化を図るため、漁業の体験や見学などいわゆる「海業」を推進している。一方、京都府内には、大型定置網を営む漁業生産組合が計6組合あるが、漁業生産組合には水産業協同組合法上の制約があり、体験漁業や漁業見学などの事業が実施できない状況にある。そこで、特区制度を導入し、漁業生産組合においても体験漁業などの「海業」に取り組み、消費者の漁業等に対する理解を深め、都市と漁村の交流を推進し、地域の総合的な振興を図る。
1162	1162010	漁港用地の無償利用又は買収の可能化	補助事業者等は、補助事業等により取得した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	<p>使用頻度が低い漁港用地を民間事業者が民間のノウハウを活かし、将来的に用途にとらわれずに高度に活用し、漁港の活性化に資する事業を展開することを可能にするため、補助事業等により取得した漁港用地について、利用目的が漁港の活性化に資するものであり、その利用計画を管理者が承認した場合について、漁港用地の必要な部分について、使用期間の借地料を無料、または民間事業者が特に希望する場合においては、有償譲渡することを可能にするもの。</p>	<p>漁港用地は、漁港の活性化に資すると考えられる事業であっても、用途等が明確に示され、民間事業者が自由な事業を展開することができない。本県の離島地域の漁港は、漁獲量の減少、漁業者数の減少などにより、使用頻度の低い土地が発生してきている場所もある。これらを漁協など民間事業者が自由な発想により、漁港の活性化に資する土地利用を行うことが可能となれば、離島地域の活性化の起爆剤となりうるものであると考える。</p>	長崎県	上五島町漁業協同組合	上五島水産業活性化プラン	<p>水産業に頼ってきた当地域において、新たな産業への転換は急務である。新たな雇用の創出は困難なため、既存の産業である水産業を活性化させる方策を検討することとした。</p> <p>用途が制限され、活用頻度の低い土地がある漁港において、土地を無償で借り受けもしくは買収が可能となるように提案を行い、また、漁業従事者の減少により遊休の漁船が増加しているこれらを一般の人にも使用が可能になることにより、新規就業者の増加や漁船を活用したマリレジャーの開拓などが期待される。</p> <p>さらに、現在漁協が所有する遊休資機材を活用した経済事業を製塩事業・廃棄物運搬業等により雇用を創出し、また、漁協が経営基盤を確立することにより、地域の活性化に繋がるものとするものである。</p>

10 農林水産省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1162	1162020	遊休漁船のリース事業の可能性や遊休資機材を活用した事業の創出により経営基盤の安定と雇用の創出	水産漁業組合法に規定されている、組合においてできる事業の範囲は規定されており、組合員以外に組合員の漁船をリースする事業や組合が営む事業は認められていないか、制限がありできない。	漁業者の減少により生じた、漁協組合員の所有する遊休漁船については、漁協組合員以外の一般人にリースすることは出来ないこととされている。しかしながら、これらを活用して、新たな漁業参入予定者にリースを行ったり、マリンレジャーの開拓や製塩事業・運搬事業等の実施が制約や規制が緩和されることにより、組合経営の安定や地域における水産基盤の強化、さらには漁業後継者の育成などにも繋げていくものです。	漁協の組合員の所有する漁船は、何らかの活用を考慮しても、組合員の利用に限定される。このため、漁協が自由に活用しようとしても、出来ない。本県の離島地域においては、漁業者数の減少などにより、遊休の漁船を抱える漁協が少なくない。これらを自由な発想により、活性化に資する活用を行うことが可能となれば、離島地域の活性化の起爆剤となりうるものであると考え提案を行うものである。	長崎県	上五島町漁業協同組合	上五島水産業活性化プラン	水産業に頼ってきた当地域において、新たな産業への転換は急務である。新たな雇用の創出は困難なため、既存の産業である水産業を活性化させる方策を検討することとした。 用途が制限され、活用頻度の低い土地がある漁港において、土地を無償で借り受けもしくは買取が可能となるように提案を行い、また、漁業従事者の減少により遊休の漁船が増加しているこれらを一般の人にも使用が可能になることにより、新規就業者の増加や漁船を活用したマリンレジャーの開拓などが期待される。 さらに、現在漁協が所有する遊休資機材を活用した経済事業を製塩事業・廃棄物運搬業等により雇用を創出し、また、漁協が経営基盤を確立することにより、地域の活性化に繋がるものとするものである。
1189	1189010	「たら」輸入割当に関する申請者の資格要件の緩和	毎年度示される、「たら」の輸入割当の申請者の資格要件中、一の輸入契約が20トン以上という、要件を緩和する	「たら」は国内でも弁当、仕出しなど外食産業で需要が高いが、資源が徐々に減少しまとまった漁獲量が無い為「輸入契約20トン以上」という要件をクリアすることが難しく、輸入枠を有効に活用していない。そこで資格要件を緩和することで中小の輸入業者が市場に参入し、市場の価格の独占を防ぎ、市場が自由化・活性化する。	現在「たら」の資源は減少しまとまった漁獲量がない上、実績のある商社へ資源の売買が限定されており、中小輸入業者への輸出案内は2~3トンレベルにとどまり、新規参入は全く困難な状況になっている。	兵庫県	有限会社 フューチャー フィッシュ 社団法人 中国地域 ニュービジネス 協議会	「たら」の輸入割当申請数量の緩和	「たら」の輸入割当申請数量の緩和